本部研修会

令和３年11月18日㈭　受講者：107名
徳島グランヴィリオホテル

研修委員長　田中　純子（有限会社アットワークス）

令和３年４月21日に「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が成立しました。この改正により所有者（共有者）不明土地等の土地利用トラブル対処がしやすくなったと言われています。

そこで、令和３年11月18日グランヴィリオホテルにて、立川正雄弁護士を講師に迎えて本部研修を開催しました。テーマは「所有者不明土地への不動産業者の対応」といたしました。

立川弁護士は（一社）不動産適正取引推進機構紛争処理委員などを歴任し、現在は（公社）神奈川県宅建協会顧問。不動産業界対象の講演や講座の講師を35年に亘って務めて来られた人気講師です。

内容としては、改正の概要・相隣関係に関する改正・共有に関する改正・所有者不明土地建物管理制度・管理不全土地建物管理制度等について具体例を列挙してわかりやすいご説明でした。

休憩時間にも個別の質問に応じていただきましたが、時間切れとなった質問には協会事務局を通じてご回答いただきましたので、其々の質問者に事務局から回答を送信いたしました。

11月中旬はコロナ感染がやや収束の気配を見せているときではありましたが、でき得る限りの感染予防対策を講じて出席者の皆様にご協力をいただきながら研修会を開催いたしました。出席は103名と多くのご参加をいただきましたこと厚く御礼申し上げます。次回の本部研修にも多くのご出席をいただけますよう宜しくお願いいたします。

立川　正雄 氏